

令和6年度 学校生活の約束

生徒指導部

1 学校生活の約束とは？

四中の学校生活の約束は、学校生活を気持ちよく過ごすことができるよう、生徒、教員、保護者で意見を出し合っ、みんなで作ってきたものです。今後も時代の流れによって柔軟に変更していくことがあります。この約束はみんなが気持ちよく学校生活を送るとともに、中学校生活を社会生活の準備段階としてとらえ、時と場所、場合にふさわしい行動がとれるようにするためのものです。社会性を身に着けるための学びとして、しっかり理解して行動していきましょう。

2 約束事を決める意義について

社会には法律というルールがあり、会社には会社の、学校には学校のルールがあります。学校は生徒がこれからの中学校生活を通して、集団生活で必要なことや社会性を身に着ける学びの場です。そのため、決まりやルールを定め、それを守って生活することで、皆さんが安心して学校生活を送ったり、学習環境を整えたりすることができるのではないのでしょうか。皆さんでルールを守って生活し、落ち着いた学校生活を送っていきましょう。また、時と場所、場合にふさわしい姿を見せることで、他者からの信頼や好印象につながると思います。夢や目標をかなえるためにも、自分で自分の印象をコントロールできる力を身につけましょう。

3 身だしなみについて

(1) 服装

① 寒い時の登下校

学校指定標準服

- ・標準学生服上下 学校指定のボタンを使用 黒無地のベルト
- ・白Yシャツ、丸襟の白ブラウス ベスト ボレロ リボン

○松戸標準服 SDG s モデル

- ・ブレザー、スラックス、スカート
- ・白のYシャツまたは白ブラウス、ネクタイ、リボン、黒無地のベルト

② 暑い時の登下校

○学校指定標準服

- ・黒の標準学生ズボン 白のワイシャツ 黒無地のベルトを着用
- ・丸襟の白ブラウス 紺のスカート（肩吊りも可）
- ・ボレロを着用せず、ベストのみの着用も認める。

○松戸標準服 SDG s モデル

- ・白のYシャツまたは白ブラウス、ネクタイ、リボン 黒無地のベルト
- ・スラックス、スカート

③ 校内服について

○体操服およびハーフパンツ、ジャージ

- ・体操服は、原則、裾をハーフパンツ、ジャージにしまいましょう。
- ・ジャージチャックは、胸元まで上げて、着用しましょう。
- ・ジャージは季節に合わせて脱ぎ着して調節してください。着崩さないように気をつけましょう。
- ・ジャージ等の貸し借りはしないようにしましょう。

④ 防寒具について

- ・防寒具はコート類、ウインドブレーカー（部活動で購入したもの可）、セーター、カーディガン、マフラー、ネックウォーマー、手袋とします。
- ・上着の袖や裾からもセーターなどが出ないように着用しましょう。
- ・マフラーを長く垂らして着用するのはやめましょう。
- ・防寒具は華美でないものを着用しましょう。
- ・タイツの着用も認められています。
- ・防寒具の着脱は昇降口で行うようにしましょう。

- ⑤ ・靴下は、白・黒・紺・灰色を基調とするものを着用しましょう。
- ・式典は、白を基調とし、ふくらはぎにかかる程度のものにしましょう。

- ⑥ ・上履き、下履きをきちんと区別しましょう。
- ・上履きは、学年色の指定された物を使用しましょう。
- ・下履きは、白・黒・紺・灰色を基調とした運動靴を着用しましょう。

(2) 頭髪等について

- ・頭髪は学習に支障をきたさない清潔な髪型を心がけましょう。
 - ・前髪は、目にかからない長さにするのを心がけましょう。
 - ・髪の毛が長く肩にかかる場合は、束ねましょう。（一つ結び、二つ結び、三つ編み）
 - ・髪の毛を束ねるものは、目立たない色の物とし、飾りのついたものは使用しないようにし、結ぶ位置は、高くならないようにしましょう。
 - ・原則、染色、脱色、編み込みなどのアレンジはしないようにしましょう。
 - ・化粧をしたり、装飾品をつけたりしないようにしましょう
- ※頭髪等で何か悩み等があれば先生方に相談して下さい。

4 所持品について

- ・所持品には、明瞭に氏名を記入しましょう。
- ・危険物（カッター等の刃物類も不可）や、学校生活に必要なでない物は校内に持ち込まないようにしましょう。
- ・特別な事情により、金品・貴重品・携帯電話等を持参する場合は、事前に保護者から担任の先生に連絡を入れ、生徒は必ず、朝の会で担任の先生に預けるようにしましょう。
- ・必要に応じて水筒・ペットボトルを持参しても良いことにしています。水筒には記名、ペットボトルにはカバーをつけて記名し、誰の所持品なのか分かるようにしておきましょう。
- ・バッグは学校指定のバッグを使用しましょう。必要に応じてサブバッグを使用しても良いことにしてい

ます。

- ・キーホルダーはカバンの持ち主を分かりやすくするために、小さいものを1つ、つけても良いことにしています。
- ・制汗シートや日焼け止め、ハンドクリーム等も持参可としています。スプレー類は不可です。使用する場合はトイレで使うなど周囲に配慮をしてください。

5 登下校について

- ・原則として、定められた通学路を歩いて登校するようにしましょう。
- ・松戸市では、自転車での通学は認められていません。徒歩で通学するようにしましょう。
- ・校外でも身だしなみを整え、言葉遣いや態度に気をつけて、四中生として誇れる行動を心掛けましょう。
- ・下校時は、集団で歩くことが多いため、十分に周囲を確認し、近隣の方に迷惑が掛からないように、1～2列での通行を心がけ、端に寄りましょう。通行人がいるときは、すみやかに道を空け、マナーに気を遣うようにしましょう。また、通行人から注意を受けた場合は、素直に聞き、対応するようにしましょう。
- ・登校には余裕を持ち、遅刻しないようにしましょう。8：10までには教室に入室し、8：15のチャイムが鳴り終わるまでに校内服への着替えを済ませ、荷物を片付け着席しているようにしましょう。
- ・下校時刻は厳守し、寄り道や立ち話などをしないよう、速やかに帰宅しましょう。

6 学校生活について

- ・各授業の始業チャイム2分前を目安に授業準備を行い、着席しましょう。
- ・授業に積極的に取り組むことで、互いに協力し、自他共に伸びていく四中の雰囲気を創りましょう。
- ・忘れ物がないように、前日の教科連絡を徹底しましょう。もしも忘れ物をしてしまった場合は、始業前に教科の先生に伝えましょう。また、教科書等の貸し借りはしないようにしましょう。
- ・廊下は走らず、静かに落ち着いて通行しましょう。
- ・集団での移動の際は、無言で移動することを徹底し、指示に素早く対応できるようにしましょう。
- ・四中生としての責任を持ち、清掃は互いに助け合いながら、心を込めて隅々まできれいにしましょう。
- ・職員室への入室は、荷物を廊下に置いて入室すること。はっきりとした声と態度で行いましょう。

例：「失礼します。○年○組の△△ですが、□□先生はいらっしゃいますか」

「失礼します。○○部の△△ですが、□□の鍵を返しに来ました」

7 その他

- ・安全のため、緊急の場合を除き、ベランダに出ないようにしましょう。
- ・空き教室や他クラスの教室には無断で立ち入らないようにしましょう。
- ・無断で校外へ出てはいけません。
- ・常に環境美化に努め、整理整頓、換気に留意しましょう。
- ・公共の器物を大切に扱うこと。破損させてしまったり、破損個所を見つけたりした場合は、必ず先生に届け出ましょう。
- ・学校の備品・消耗品は丁寧に取り扱い、使用後は責任をもって所定の場所に戻すようにしましょう。
- ・物を紛失したり、ケガや事故等が起きたりした場合は、速やかに先生に連絡をしましょう。

□ 学校生活の約束の改定手順について

・学校生活の約束については毎年見直しを行っていきませんが、生徒が学校生活の約束について改定したい内容がある場合、以下の手順で意見を出すことができます。

- ① 生徒会の意見 BOX に投函する。
- ② 生徒会から依頼し、生活委員で検討する。
- ③ 生徒指導部の先生で検討する。検討内容が大規模なものは、保護者からも意見をもらう。
- ④ 検討内容によっては生徒総会で生徒全員の承認を取る。
- ⑤ 総合的に判断した後、生活委員を中心にその結果を伝える。